

成田市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

成田市教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状	2
2. 目標	4
3. 計画の期間	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	9

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、千葉県「学校における働き方改革プラン」をもとに、教育職員の勤務時間管理及び健康管理、業務分担の見直しや適正化並びに必要な環境整備を推進することを目的として策定します。本市の「教育振興基本計画」の理念を実現し、未来を担う子どもたちに質の高い教育を持続的に提供するためには、教育職員の働き方改革が不可欠です。校務DXの推進などにより業務負担を軽減し、本市の全ての学校において、教育職員が学びの専門職として子どもと深く向き合えるようこれまでの働き方を見直します。そして、教育職員が生き生きと教育活動に専念できる環境の創出に努め、本計画を推進してまいります。

(2) 本市の現状

本市教育委員会では、これまでも小・中・義務教育学校の教育職員の業務量の適切に管理するため「1か月の在校等時間」や「一の年度における在校等時間」の上限に関する方針を定めるとともに、以下のような取組を通じて、時間外在校等時間の縮減に努めてきました。

令和7年度までに実施した取組
<デジタル技術の活用> 校務支援システムの導入、保護者連絡ツールの導入、デジタル採点支援システム 市教育委員会主催の研修をオンラインで実施、タブレット端末の活用
<会計年度任用職員等の人的配置> 学校サポート教員、健康推進教員、小規模学校支援教員、ICT支援員、養護補助員 特別支援教育支援員、巡回看護師、日本語教育補助員、外国人英語講師 有償ボランティア(外国籍児童生徒の対応)、学校図書館司書、教育相談員 特別支援教育巡回指導員、学校適応専門指導員、公認心理師 スクールソーシャルワーカー
<部活動における改善> 部活動休養日の設定、部活動指導員配置、部活動の地域展開の推進(モデル事業)
<その他> 学校問題解決支援チームの設置、いじめ専門部会の開催 長期休業中の学校閉庁日の実施 市立学校文書分類ファイルの統一、留守番電話の導入 成田市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則 提出様式の見直し(公印省略)

千葉県教育委員会が、平成30年度から実施している「教育職員の在校等時間等の記録に関する調査」における本市の結果は以下のとおりとなっています。

<対象>「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第2条第2項に定められた教育職員・・・校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員

【令和7年度の時間外在校等時間の状況(11月)】

[教育職員(全体)]

	時間外在校等時間平均	月45時間を上回る割合
小学校	36時間33分	31.8%
中学校	42時間58分	38.9%
義務教育学校	47時間41分	58.1%

【令和4年度から7年度の時間外在校等時間平均の推移】

	R4	R5	R6	R7
小学校	46時間54分	41時間53分	44時間32分	36時間33分
中学校	57時間38分	52時間07分	50時間36分	42時間58分
義務教育学校	49時間17分	45時間15分	46時間59分	47時間41分

【令和4年度から7年度の月45時間を上回る割合の推移】

	R4	R5	R6	R7
小学校	63.4%	44.9%	50.0%	31.8%
中学校	81.4%	59.1%	56.7%	38.9%
義務教育学校	63.4%	51.3%	53.2%	58.1%

現状として、国、県及び本市において上限として定める「1か月45時間」を超過する教育職員の割合は、小学校、中学校ともに減少傾向ではあるものの、高い水準で推移しており、教育職員の心身の健康リスクが危惧されます。

これらの現状と課題を重く受け止め、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第8条及び千葉県の「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」第11条の規定に基づき、本市教育職員の業務量管理及び健康確保措置に関する実行方針として、本計画を策定します。

2. 目標

○本計画においての達成目標は以下のとおりです。

(1)時間外在校等時間に関する目標

- ・1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%とします。
- ・1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度とします。

【1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学校	68.2%	76%	84%	92%	100%
中学校	61.1%	70%	80%	90%	100%
義務教育学校	41.9%	57%	72%	86%	100%

【1年間における1か月時間外在校等時間の平均】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学校	36時間33分	33時間程度	31時間程度	30時間程度	30時間程度
中学校	42時間58分	39時間程度	36時間程度	33時間程度	30時間程度
義務教育学校	47時間41分	42時間程度	38時間程度	34時間程度	30時間程度

(2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標 【カッコ内は令和7年度の数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を、令和11年度までに15日以上とします。
- ・ストレスチェックにおける「健康リスク」の値(全国平均100とした場合)を、85以下とします。
※全国平均より低いほど低リスク・低ストレスの数値 【88】
- ・ストレスチェックにおける「働きがい」の値(全国平均を50とした場合)を、60以上とします。
※全国平均よりも高いほど低いストレスの数値 【57】

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1)業務の3分類を踏まえた業務の見直し

【ア】学校以外が担うべき業務 (○は継続、・は新規)

◆学校徴収金の徴収・管理----- (「3分類」③関係)

・本市教育委員会では、既に公会計化している学校給食費以外の学校徴収金についても、口座振替への移行を進めてきました。令和8年度からは、徴収金業務の標準化や集金業務の一元化を可能とするシステムを導入することで、教育職員が担う事務作業の負担を軽減するとともに、円滑な校務運営を図ります。

※特に、多忙な事務処理を担う副校長や教頭の負担軽減に資するか検証します。

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

(「3分類」⑤関係)

・本市教育委員会は、教育委員会及び学校が弁護士等の専門家を活用できる環境整備について、他自治体の事例等の情報収集を行い、困難事案の早期解決に資する体制を検討します。

・学校が抱え込みがちな不当な要求等に対し、専門家のアドバイスを受けられる仕組みを構築することで、教育職員の心理的な負担軽減と組織的な解決を目指してまいります。

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ----- (「3分類」①関係)

○各学校において、地域の実情や教育職員の勤務開始時間を踏まえ、児童生徒が登校する時刻の適正化を推進します。

○学校は、学校運営協議会と学校支援地域本部を一体的に推進し、PTAを含めた地域の力を活用します。

○成田市は、外部委託による下校時間に合わせた通学路防犯パトロールを実施しております。

◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

(「3分類」②関係)

- 本市では、放課後から夜間等における校外の見回り活動について、会計年度任用職員及び地域のボランティアである地域防犯推進員による青色回転灯パトロール車での市内全域の巡回活動を行っております。また、地域における青少年活動を支援する団体によるパトロール等も行っており、引き続き、対応の主体が学校以外となるよう努めます。
- ・本市教育委員会は、学校警察連絡協議会等と連携し、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うものであるという認識を各学校と共有します。あわせて、深夜の街頭補導や祭礼時の見守り活動については、警察や地域ボランティアの主体的な業務であることを確認します。

【イ】教師以外が積極的に参画すべき業務

◆部活動 ----- (「3分類」⑬関係)

- ・本市教育委員会は、令和8年4月より休日の全ての部活動を地域展開します。
- ・各学校において、平日の部活動について、下校時刻を含めた活動時間等の適正化を図ります。

◆学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ----- (「3分類」⑨関係)

- ・本市教育委員会において、学校プールの外部施設利用について検討を行います。特に、本市の余熱利用施設の進行状況を確認し、環境部との協議検討を行います。また、学校体育施設開放に係る業務の改善について、本市教育委員会とシティプロモーション部で連携して、検討を行います。

◆ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ----- (「3分類」⑧関係)

- 各学校において、本市教育委員会との連携を図りながら、ICT 支援員を中心に ICT 機器やネットワーク設備の管理を行います。これにより、教育職員が技術的な対応に費やす時間の削減を図ります。

◆調査・統計等への回答 ----- (「3分類」⑥関係)

- 本市教育委員会は、校務支援システムの機能や Google フォーム等を活用することにより、市から各学校に依頼する調査の回答に係る事務負担の軽減を図ります。また、市から発出する調査の総数自体を見直すとともに、データのデジタル化によって学校側の回答作成及び教育委員会側の集計作業の双方を効率化します。

【ウ】教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備、学習評価や成績処理 -----（「3分類」⑮⑯関係）

○本市教育委員会は、教材の作成や授業準備等を補助するスクールサポートスタッフの活用を推進し、教育職員が児童生徒と向き合う時間を確保します。

○本市教育委員会は、市立中学校・義務教育学校において、デジタル採点支援システムの活用を推進し、教育職員の採点作業や成績処理等に係る事務負担の軽減を目指します。

○本市教育委員会では、令和8年3月より教育職員用端末として MacBook を導入しており、既存の iPad の親和性を活かした業務のさらなる効率化を推進します。あわせて、校務の構造的な見直しを図り、児童生徒等のアカウント管理業務を外部委託することで、学校及び教育委員会の業務負担を軽減します。さらに、ゼロトラスト型セキュリティを導入したことで、場所にとらわれず柔軟かつ安全に業務を遂行できる「ロケーションフリー」な勤務環境を整備し、職員室以外の場所でも空き時間等を有効活用しての業務を可能としております。このようにテクノロジーを活かし、教育職員が本来の教育活動に専念できる時間の創出することで、本市における教育職員の働き方改革をより一層支援してまいります。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（不登校含む） -----（「3分類」⑲関係）

○本市教育委員会の指導主事や県配置のスクールカウンセラー等が生徒指導に関わる校内会議へ参画し、専門的知見を活用した教育職員との連携・協働による支援体制を構築します。

○県及び本市配置のスクールソーシャルワーカー等が関係機関と連携し、困難を抱える児童生徒と家庭を支援します。

○日本語の支援が必要な児童生徒に対し、日本語教育補助員が、日本語指導や学校生活の支援を行うとともに、保護者面談での通訳や配布物の翻訳を行っています。また、年度途中で外国籍児童生徒が転入してきた場合など、日本語教育補助員では対応が困難な場合には有償ボランティアによる支援を行っています。

・日本語初期指導教室については、ICT の活用を実施するとともに、先進事例を参考に多角的な視点から教育環境の整備に努めます。

【その他】

- ・専門家等による学校支援体制の強化として、平成21年度より設置している「学校問題解決支援チーム」を活用するとともに、令和8年度より校長等経験者を「学校アドバイザー」として配置し、様々な学校問題の早期発見・早期解決を目指します。これにより、教育職員が問題を抱えこむことなく、組織的に対応できる体制を構築します。
- ・事務手続きのデジタル化の推進として、就学援助費の申請手続きについてオンラインによる電子申請を可能とする検討を行います。

(2)学校における措置の推進

本市教育委員会は、学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

- ・学校は、教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数について、年度当初の計画段階で、真に必要な時数となるよう設定に努めます。特に標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう内容を見直します。
- ・学校は、形骸化し、十分な効果が見込めない活動を廃止・縮小するとともに、清掃の時間や頻度の見直し、及び放課後の活動時間を勤務時間内へ設定するなど、日課表の工夫を推進します。
- ・本市教育委員会は、校務DXを推進している学校の取組や仕組みを、市内で情報共有し、校務の効率化を推進します。
- ・本市教育委員会は、教育職員一人ひとりの業務改善の意識を高めるために、各教育職員が業務の適正化に取り組んだことを積極的に評価するなど、人事評価制度の活用を推進します。
- ・管理職は、把握した教育職員の勤務状況を踏まえ、一部の教育職員に業務が集中しないよう、業務の平準化・効率化を図ります。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組めます。

- ・学校は、教育職員の継続的な睡眠時間と生活時間を確保するため、原則として、退勤から翌日の出勤までに一定時間以上の継続した休息時間を確保する(勤務間インターバル)」仕組みの定着に努めます。

※一定時間とは、11時間を目安としています。

- ・本市教育委員会は、長期休業期間中における「学校閉庁日」の適切な設定や、年次有給休暇の計画的な取得を推進し、教育職員が心身をリフレッシュし、自らの専門性を高めるための時間を確保できる体制の構築を目指します。
- 本市教育委員会は、1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対しては、疲労の蓄積による健康障害リスクが極めて高い状態にあると認識し、本人の申し出の有無にかかわらず、医師等による面接指導が実施できるよう、速やかに医療相談体制の構築・整備を目指します。また、面接指導の結果に基づき適切な事後措置を講じられるよう努めます。
- 本市教育委員会は、ストレスチェックでの高ストレス者に対して、本人に面接希望の有無を確認し、医師との面談を実施します。
- ・本市教育委員会は、精神疾患等による休職を未然に防ぐため、ストレスチェック制度を適切に実施するとともに、その集団分析結果を各学校の管理職にフィードバックし、組織的な職場環境の改善に活用します。また、教育職員が抱える悩みやハラスメント等について、県が公立学校共済組合と連携して行っている各種相談事業を各学校へ積極的に周知するとともに、外部の専門家(カウンセラーや医療機関)へ安心して相談できる体制整備について、先進事例の情報収集を行ってまいります。
- 本市教育委員会は、心身の健康問題についての相談窓口としても活用できる「相談なう」について、各学校を通して教育職員に毎年周知します。
- 本市教育委員会は、長期休業期間中に年間5日間以上の学校閉庁期間の設定を行います。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・本市教育委員会は、各学校の勤務状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り、指導・助言等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- ・本市教育委員会は、取組の着実な実行を図るため、千葉県教育委員会が実施している「教育職員の在校等時間等の記録に関する調査」から市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度ホームページで公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議で報告することとします。
- ・本市教育委員会は、各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え、本計画の周知を行うとともに、各学校においても地域の実情に応じて、ホームページや学校だよりの回覧を通して、地域や保護者に周知し、具体の項目について協力を得られるよう努めます。